

奈良市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 8 年 6 月 30 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	植	村	佳史
同	柳	田	昌孝

奈 監 第 25 号
令和 8 年 6 月 30 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 八尾 俊宏 様
奈良市教育長 垣見 弘明 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	寺	川	拓
同	植	村	佳史
同	柳	田	昌孝

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、監査対象については、令和 7 年度の財務を対象としたので旧年度の組織名で表記しています。

1 監査対象

市民部	市民課（市民サービスセンターを含む。）	斎苑管理課
	共生社会推進課（男女共同参画室を含む。）	
	北人権文化センター	東人権文化センター
	南人権文化センター	
	西部出張所総務課	西部出張所住民課
消防局	消防総務課	
教育部	教育総務課	教育施設課
	学校教育課	
	いじめ防止生徒指導課	一条高等学校事務室

2 監査期間

令和 8 年 4 月 16 日から同年 6 月 30 日まで

3 監査方法

令和 7 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 8 年 2 月末日現在の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

市民部

斎苑管理課

【指摘】

墓地使用料において、減免に関する決定が部長専決ではなく課長専決で行われている事例が見受けられた。

墓地使用料の減免については、奈良市墓地条例（昭和 43 年奈良市条例第 45 号）第 8 条及び同条例施行規則（昭和 43 年奈良市規則第 64 号）第 8 条の規定に基づいて行われ、その決定については、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）第 4 条に部長専決で行うことが規定されている。

同規程の定めに従って部長専決で決定されたい。

ただし、今回の事例は生活保護の受給を理由として決定されたものであり、疑義又は自由裁量の余地のない事例であったことから、部長専決で決定する意義に乏しいものとする。今後、同様の事例について課長専決で決定できるよう事務専決規程の見直しも検討されたい。

【指摘】

墓地使用料において、減免申請書の提出がないにもかかわらず減免されている事例が見受けられた。

これは、この事例の対象者が過去において生活保護の受給者であることを理由に減免されていた経緯があったことから、減免申請書の提出がないまま減免処理したことが原因であった。

しかしながら、生活保護受給の有無については随時変更が生じる可能性があり、毎年必ず減免の対象になるとは限らない。このため、本来は奈良市墓地条例第 7 条別表に定める使用料の決定通知書を送付し、それに対して本人から減免申請があった後に、審査の上で減免決定を行うべきであった。なお、今回の対象者が現在も継続して生活保護の受給者であることが確認できた。

所管課においては、減免手続の流れを整理した上で適正に事務手続を行われない。

消防局

消防総務課

【指摘】

消防署及び消防分署で使用する寝具の賃貸借契約について、市内 2 つのエリアごとに、それぞれ別の者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約を行っていた。また、エリアを 2 つに分けている合理的な理由も得られなかった。

この契約方法は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものとする」場合に適用できるものであるが、本件においては少なくとも上記の 2 業者間において競争性を有するため、当該規定に該当するとは言えないと考える。

当該契約は競争原理の余地を有するため、随意契約ではなく原則的な契約方式である競争入札によって契約の相手方を選定するよう改められたい。また、現在 2 つに分けているエリアについて、規模の利益の観点から 1 つにまとめて発注することも併せて検討されたい。

教育部

教育施設課

【指摘】

学校施設開放事業に係る施設の利用について、令和 4 年度の定期監査において事業所管課であるスポーツ振興課に対し、使用料の徴収又は免除の手続を行うよう指摘したところであるが、指摘から 3 年が経つ現在においても、スポーツ振興課と教育財産所管課である教育施設課との間で使用料の徴収方針が定まっていないため、スポーツ振興課において使用料を徴収できておらず、また、徴収しないことについての免除手続もとられていなかった。

学校開放により施設を利用する場合においても、現行規定上は、奈良市立学校施設使用料条例（平成 12 年奈良市条例第 22 号）第 2 条の規定に基づき使用料の納付が必要となる。

現在整備が進められている体育館の空調設備に係る使用料も含め、速やかに両課間で協議の上で方針を決定し、必要に応じて条例を整備されたい。

【指摘】

施設修繕料の執行において、同一の修繕に対し支払が二重に行われている事例が2件見受けられた。なお、2件のうち1件は受注業者からの申出により返還済みであった。

二重に支払が行われた原因は、所管課によると、既に支払済みであった修繕について、受注業者が支払書類の提出がまだであると誤認し再度所管課に提出したこと、また、所管課も支払済みであることを確認せず支払手続を進めてしまったことによるものであるとのことであった。

重複した支払について速やかに返還を求めるとともに、今後同様のことが生じないように、執行状況の管理を適切に行うなど再発防止策を講じられたい。

一条高等学校事務室（一部継続案件あり）

【意見】

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金については、一条高等学校附属中学校及び一条高等学校ごとの校長名義の通帳に一旦入金され、そこから保護者へ給付されている。

当該給付金は、学校の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の7及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の5第2号の規定に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

公式な手続を踏まえることにより管理上のリスク軽減が図れるよう、歳入歳出外現金にて保管するように改められたい。

【意見】

今回の監査対象課において、工事請負費を事務職員が執行している事例が見受けられた。

この要因は、所管課に技術職員が配置されていないことなどによるものであった。

工事請負費の執行は専門性の高い職務であることから、奈良市工事監督要綱等において技術職員が担うことが規定されている。

本来技術職員が担うべき職務を事務職員が担うことにより、場合によっては不適正な工事の履行に起因する重大な事象につながることも考えられる。

このことについては、令和7年度第1回定期監査においても、「複数課にわたる共通意見」で同様趣旨の意見を述べたところである。

本件は、市全体の業務体制に関わる事項であるため、課題解決に当たっては、市長マネジメントで組織横断的に取り組まれることを要望する。